

平成16年10月1日制定
 平成17年9月1日制定
 平成21年8月1日制定
 平成21年10月1日制定
 平成22年2月1日制定
 平成23年3月1日制定
 平成25年10月1日制定
 平成26年4月1日制定
 令和元年10月1日制定
 令和7年4月1日制定

一般財団法人和歌山県建築住宅防災センター適合証明業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人和歌山県建築住宅防災センターが、別に定める一般財団法人和歌山県建築住宅防災センター適合証明業務規程(以下「業務規程」という。)第21条に基づき実施する適合証明業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(設計検査の申請手数料)

第2条 適合証明業務規程に関する設計検査の申請に係る手数料の額(消費税を含む。以下同じ。)は、申請1件につき、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	手数料の額(消費税込) (円)
100㎡以内	11,000
100㎡を越え200㎡以下のもの	17,000
200㎡を越え500㎡以下のもの	23,000
500㎡を越え1000㎡以下のもの	41,000
1000㎡を越え2000㎡以下のもの	58,000
2000㎡を越え10000㎡以下のもの	118,000
10000㎡を越えるもの	202,000

※フラット35S(優良住宅支援制度有り)の場合は、各基準1項目につき上記手数料に12,000円追加
 但し、下記の場合を除く。

- 金利A・Bプラン 省エネルギー性
 - 当センターで住宅性能評価、長期優良構造の確認、BELS等の審査を終えている場合
 - 認定低炭素住宅等
 - 性能向上計画認定住宅
 } などに適合することを証する書類が添付されている場合
- 金利A・Bプラン 耐震性
 - 当センターで住宅性能評価、長期優良構造の確認、確認申請で構造計算の審査を終えている場合
- 金利Bプラン 耐久性・可変性
 - 当センターで住宅性能評価、長期優良構造の確認の審査を終えている場合
- 金利Aプラン 耐久性・可変性
- ZEH
 - 当センターで住宅性能評価、長期優良構造の確認、BELS等の審査を終えている場合

(中間現場検査の申請手数料)

第3条 適合証明業務に関する中間現場検査の申請に係る手数料の額は、申請1件につき、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	手数料の額(消費税込) (円)
100㎡以内	13,000 (6,000)
100㎡を越え200㎡以下のもの	18,000 (8,000)
200㎡を越え500㎡以下のもの	24,000 (12,000)

※()は併願の場合

併願とは、当センターが、建築基準法上の中間検査と同時に行なう場合をいう

(竣工現場検査の申請手数料)

第4条 適合証明業務規に関する竣工検査の申請に係る手数料の額は、申請1件につき、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	手数料の額(消費税込) (円)
100㎡以内	14,000 (6,000)
100㎡を越え200㎡以下のもの	19,000 (8,000)
200㎡を越え500㎡以下のもの	26,000 (12,000)
500㎡を越え1000㎡以下のもの	43,000
1000㎡を越え2000㎡以下のもの	60,000
2000㎡を越え10000㎡以下のもの	101,000
10000㎡を越えるもの	160,000

※()は併願の場合

併願とは、当センターが、建築基準法上の完了検査と同時に行なう場合をいう

(竣工済特例検査の申請手数料)

第5条 適合証明業務に関する竣工済特例検査の申請に係る手数料の額は、申請1件につき、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	手数料の額(消費税込) (円)
100㎡以内	38,000 (23,000)
100㎡を越え200㎡以下のもの	54,000 (34,000)
200㎡を越え500㎡以下のもの	73,000 (47,000)

※()は併願の場合

併願とは、当センターが、建築基準法上の完了検査と同時に行なう場合をいう

※フラット35S(優良住宅支援制度有り)の場合は、各基準1項目につき上記手数料に12,000円追加
但し、下記の場合を除く。

●金利A・Bプラン 省エネルギー性

当センターで住宅性能評価、長期優良構造の確認、BELS等の審査を終えている場合
認定低炭素住宅等
性能向上計画認定住宅 } などに適合することを証する書類が添付されている場合

●金利A・Bプラン 耐震性

当センターで住宅性能評価、長期優良構造の確認、確認申請で構造計算の審査を終えている場合

●金利Bプラン 耐久性・可変性

当センターで住宅性能評価、長期優良構造の確認の審査を終えている場合

●金利Aプラン 耐久性・可変性

●ZEH

当センターで住宅性能評価、長期優良構造の確認、BELS等の審査を終えている場合

(建設住宅性能評価書を活用し、現場検査を省略する申請の申請手数料)

第6条 適合証明業務に関する建設住宅性能評価書を活用し、現場検査を省略する申請に係る手数料の額は、申請1件につき、6,000円とする。